

令和4年度

第4回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年7月7日(木)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

別館2階会議室202

出席委員

出席委員 11名 欠席委員 2名

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	×	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野 孝也	○	12	市成 信正	○
3	河野 利治	○	8	野間 保廣	○	13	和泉 陣	×
4	川野元憲司	○	9	宗 一則	○			
5	中野 正年	○	10	内田 勝夫	○			

事務局職員 2名

事務局長 塩崎 康弘
総括主幹 伊藤 康輔

会議に付した事件

- 議案第24号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第26号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第27号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- 議案第28号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第29号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）について
- 議案第30号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局 長	皆さん、おはようございます。 それでは、令和4年度第4回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。 農業委員総数13名中、本日の出席委員11名、欠席委員2名で、過半数を超えております。 従いまして、農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。 なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく申し上げます。
議 長	皆さん、おはようございます。 ここ数日は、コロナ禍が県下でも上位を推移するほどの感染状況であり、異常事態と言えましょう。 そこで今日は、異例の議事進行で行いますのでご協力をお願いしたいと思います。 それでは、座って進行させていただきます。 ただいまから、令和4年度第4回豊後高田市農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。 慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。 よって議事録署名委員に、1番：佐々木弘幸委員及び2番：友延都茂子委員をお願いいたします。 なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第24号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、審議を行います。
事務局	議案第24号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。1ページからになります。 申請番号19番、所在が■■字■■番■■、地目は畑、面積が1,038㎡、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。 申請番号20番、所在が■■字■■番■■、地目は田、面積が800㎡、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。

	申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。 申請番号 21 番、所在が■■字■■番■■外■■筆で、地目は田と畑、合計面積が 2,308 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。 申請番号 22 番、所在が■■字■■番■■外■■筆、地目は田と畑、合計面積が 4,864 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。 申請番号 23 番、所在が■■字■■番、地目は田、面積が 221 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。 以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 以上、ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	事務局の調査によれば取得要件に問題はないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	はい、異議なしであります。よって本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に議案第 25 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。
事務局	議案第 25 号、農地法第 4 条の規定による農地転用について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 3 ページをご覧ください。 申請番号 1 番、申請地は、■■字■■番■■外■■筆で、地目が田、合計面積が 839 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。 都市計画の用途区分は第 1 種住居地域に該当します。 転用目的は、畑に農地造成するための一時転用です。 国道 213 号から市道■■線を■■に入り約■■mの場所にあり、南に■■、周囲を■■に接しています。 利用計画についてですが、申請地を市道とほぼ同じレベルまで約 60 センチ盛土し、畑に造成する計画で、別途、市の環境課に、豊後高田市土砂等に

	よる土地の埋立て盛土及びたい積の規制に関する条例第3条第3項の規定に基づく届け出書を提出しています。 造成については、境界から十分距離をとり盛土するため、土砂が流出する恐れはないものと考えられます。 また、建築物ではないため、日照および通風に影響を及ぼす恐れはなく、雨水については自然浸透により処理する計画です。 申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。 また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。 転用に要する費用としては、市内の公共事業の残土を無償で譲り受けるため、費用はかからないとのことです。 工事期間は、許可日から令和4年12月25日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。 許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。 以上、提案します。
議 長	申請番号1番について、事務局による現地調査および、転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことです。また地元の推進委員等の現地確認の結果、問題はないとの意見を事前にいただいています。 これにご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	はい。ないようですのでこれを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	はい。異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第26号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。
事務局	議案第26号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の4ページからです。 申請番号8番、申請地は、■■字■■■■番■で、地目は畑、面積が490㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。 高田小学校の■■■■約■■kmの場所に位置し、北に■■■■、東と南に■■、西を■■と■■に接しています。

転用目的は一般住宅用地です。

利用計画についてですが、譲受人は申請地に建築面積 91.35 m²の木造平屋建て住宅を建築する計画です。

宅地造成についてですが、約 34 cm埋め土し整地する計画で、西と南側はコンクリートブロックを設置し、東側は法面整形するため、土砂等の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。

平屋であり、日照および通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

生活雑排水は、合併浄化槽で処理後北側市道の側溝に放流し、雨水排水については、自然浸透のほかオーバーフロー分については北側にある既設の側溝へ放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は、 円であり、すべて妻の預金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和 4 年 11 月 30 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のオの (イ) の b で、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号 9 番、申請地は、 字 番 で、地目は畑、面積が 1,258 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地です。

転用目的は事務所・倉庫及び駐車場用地です。

申請地は、国道 213 号から市道 線に入り約 m の場所に位置し、北に 、東に 、周囲を に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内で建設業をおこなう個人で、申請地を購入し、自身が代表を務める法人の事務所、倉庫及び駐車場用地として整備する計画です。

現状のまま整地する計画で、土砂等の流出や崩壊の恐れはなく、周囲の営農に支障をきたす恐れはないものと考えられます。

雨水排水は、北側の市道側溝に放流する計画で、簡易的な流し台は設置するもののトイレは設置しないため、汚水は想定していないことです。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費として 円を見込んでおり、土地取得費は個人の預金で、建築及び工事費は自身が代表を務める法人の預金で賄う計画で、金融機関が発行した費用を超える残高が記載さ

	れた残高証明書が添付されています。 工事期間は、許可後から令和7年5月31日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。 許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)で、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することができない場合に該当します。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	事務局による現地調査および、転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、また地元の委員の現地確認の結果、問題はないとの意見を事前にいただいています。 これにご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	はい。異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することになりました。 次に、議案第27号、農用地利用集積計画による所有権移転について審議を行います。
事務局	議案第27号、農用地利用集積計画の決定について、議案書の6ページになります。農用地利用集積計画(案)についての権利種別は所有権移転になります。 申請番号10番、所在が[]字[]番外[]筆、地目が田と畑、合計面積が2,896㎡、渡人が大分県農業農村振興公社、受人が[]の[]さんです。 申請番号11番、所在が[]字[]番[]、地目が畑、面積が306㎡、渡人が大分県農業農村振興公社、受人が[]の[]さんです。 以上、大分県農業農村振興公社が農地売買支援事業により所有していた農地を地域の担い手へ売却するものです 申請番号12番、所在が[]字[]番、地目が田、面積が790㎡、渡人が[]の[]さん、受人が大分県農業農村振興公社です。 申請番号13番、所在が[]字[]番[]、地目が田、面積が1,148㎡、渡人が[]の[]さん、受人が大分県農業農村振興公社です。 申請番号14番、所在が[]字[]番外[]筆、地目が田、合計面積が5,345㎡、渡人が[]の[]さん、受人が大分県農業農村振興公社です。 申請番号15番、所在が[]字[]番[]、地目が田、面積が1,669㎡、渡人が[]の[]さん、受人が大分県農業農村振興公社です。

	申請番号 16 番、所在が ■ 字 ■ 番、地目が畑、面積が 3,885 m²、渡人が ■ の ■ さん、受人が大分県農業農村振興公社です。 以上、大分県農業農村振興公社が農地売買支援事業により、いったん農地所有し、将来的には地域の担い手へ売却するものです。 ご審議よろしく願いいたします。
議 長	事務局の調査では取得要件に問題はないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	はい。ないようですので、これを許可することにご異議はありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。次に、議案第 28 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。
事務局	議案第 28 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。 それでは、集積表が 22 ページにありますのでご覧ください。 表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 37,433 m²、畑の面積が 87,096 m²の合計面積が 124,529 m²で、利用権を設定する農家数 42 戸、利用権の設定等を受ける農家数 18 戸で、利用権等の種類別面積のうち、賃貸借に係る面積 85,931 m²、使用貸借に係る面積 38,598 m²です。 詳細につきましては 議案書 9 ページから記載していますのでご覧ください。 以上、提案します。
議 長	この提案につきましてご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認めることにご異議はありませんか。 (異議なしの声)
議 長	はい。異議なしであります。よって本案は原案のとおり、認めることに決しました。次に議案第 29 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。

議案第 29 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてありますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。

お手元に配布してあります、別紙 A 3 用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 11 ページの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。

別紙の農用地貸付調書をご覧ください。

1 ページ目で、借受者、[] さんに 5 件の合計面積が 22,895 m²の貸し付けが示されています。

2 ページ目で、借受者、[] さんに 2 件の合計面積が 3,855 m²の貸し付けが示されています。

3 ページ目で、借受者、[] さんに面積が 1,321 m²の貸し付けが示されています。

4 ページ目で、借受者、[] に 3 件の合計面積が 5,811 m²の貸し付けが示されています。

5 ページ目で、借受者、[] さんに面積が 1,740 m²の貸し付けが示されています。

6 ページ目で、借受者、[] さんに 6 件の合計面積が 7,367 m²の貸し付けが示されています。

7 ページ目で、借受者、[] に面積が 525 m²の貸し付けが示されています。

8 ページ目で、借受者、[] さんに面積が 675 m²の貸し付けが示されています。

9 ページ目で、借受者、[] に面積が 1,426 m²の貸し付けが示されています。

10 ページ目で、借受者、[] さんに面積が 3,374 m²の貸し付けが示されています。

11～13 ページ目で、借受者、[] さんに 29 件の合計面積が 44,121 m²の貸し付けが示されています。

14 ページ目で、借受者、[] に面積が 736 m²の貸し付けが示されています。

15 ページ目で、借受者、[] さんに面積が 1,257 m²の貸し付けが示されています。

16 ページ目で、借受者、[] さんに面積が 357 m²の貸し付けが示されています。

17 ページ目で、借受者、[] さんに面積が 832 m²の貸し付けが示されています。

18～19 ページ目で、借受者、[] さんに 14 件の合計面積が 9,033 m²の貸し付けが示されています。

	20 ページ目で、借受者、[]に面積が 579 m²の貸し付けが示されています。 以上、提案します。
議 長	この提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認めることにご異議はありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に議案第 30 号、非農地証明願についての審議を行います。
事務局	議案第 30 号、非農地証明願についてです。議案書 24 ページをご覧ください。 申請番号 20 番、所在が[]字[]番[]外[]筆で、地目は畑、合計面積 12,036 m²、申請人は、[]の[]さんです。 申請の内容は、平成元年頃、前所有者である父が耕作をやめ原野化してしまった。平成 22 年に相続したが、耕作できずにいる。 今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 以上です。
議 長	事務局の調査では、申請内容に問題ないとのことでした、また、地元委員の現地確認の結果、問題ないとの報告を事前にいただいています。 これにご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議はありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって本案は原案のとおり、認めることに決しました。 続きまして、報告事項に入ります。 報告事項（１）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、および、報告事項（２）農地所有適格法人定期報告についてです。

事務局	報告事項（１）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、次のとおり通知がありましたので報告します。25 ページになります。 届出番号 7 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆、地目が田で合計面積が 3,979 m²。貸人が■■■の■■■■さんで、借人が■■■の■■■■さんです。解約事由については貸人の都合により合意解約するものです。 報告事項（２）、農地法第 6 条第 1 項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。26 ページになります。 報告のありました農地所有適格法人は、■■■■と■■■■です。 内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。 以上であります。
議 長	この件についてご質問等はございませんか。 （ありませんの声）
議 長	はい。ないようですので、以上で本総会の議事すべてを終了いたしました。これをもちまして、令和 4 年度豊後高田市農業委員会第 4 回総会を閉会します。お疲れ様でした。 その他、事務局より事務連絡などがあればお願いします。 その他の事項（別紙配布） （令和 4 年度農地パトロールの実施について） （次回（令和 4 年度：第 5 回）総会について） 午前 10 時 22 分 令和 4 年 7 月 7 日